

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福竹会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関する必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 この法人は、評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは報酬を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1千5百万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間1百万円以内とする。
 - 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬」に定める通り

とする。

- 4 非常勤役員並びに評議員に対する報酬は、別表2「非常勤役員並びに評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 (削除)

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の計算期間・計算方法・支払日・支払方法等は、給与規程第5条・第6条・第7条・第9条に準ずる。

- 2 常勤役員に対する賞与については、給与規程第29条に準ずる。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、任期満了、辞任又は死亡により退職した後、1ヶ月以内に支給する。
- 4 非常勤役員並びに評議員に対する報酬等は、理事会等への出席・出勤した都度支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給に基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（常勤役員報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円

別表 2（非常勤役員並びに評議員の報酬）

①理事並びに評議員

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

②監事

区分	日額
監事監査への出席	30,000円
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円